

本書簡資料翻刻にあたっては、これまで実施された信州大学所蔵石井鶴三関連資料の翻刻ⁱに準じて、以下の原則に従った。

一、原則として原簡に忠実に翻字し、仮名遣い、漢字の誤りもそのまま残す。仮名の清濁も原簡のままとする。

一、仮名については、変体仮名は通行の字体にあらためる。片仮名を平仮名とすることは原則として行わないが、助詞の「ハ」「ニ」についてのみ、変体仮名の一種とみなして平仮名にあらためる。「廿」「卅」等、合字は開く。

一、漢字については、常用漢字・人名用漢字の字体を用いる。異体字・同字・俗字等は、すべて現行の字体とするが、別字であるものは原則として改めず、数字の大字（卅・拾・阡など）も、そのまま表記する。

一、文字が塗りつぶしてあって判読不能な場合は●で、判読可能な見せ消ちは、その文字に取消線をかけて示す。なお、どちらの場合においても、筆者による訂正がある場合には、書加えられた文字を { } 内に示す。

一、欠・触・濡れ等によって判読不能な文字は□で示す。なお、字が強く推定できるものについては、□の右傍の〔 〕内に「カ」を附して示す。

一、判読できなかつた字は Ⅱ で示す。

一、尚々書は、書簡中のどこに記入されていても、本文最終行の後ろに記す。

i 荒井真理亜、高野奈保、多田蔵人、出口智之、松本和也「〔新出〕石井鶴三中里介 山書簡四十通 翻印と註釈-『大菩薩峠』関連書簡を中心に」『信州大学附属図書館研究』臨時増刊、2017、pp. 1-80。大島賢一「信州大学所蔵石井鶴三関連資料にみる伊那彫塑講習会のあらまし【報告】」『信州大学附属図書館研究』第8号、2019、pp. 1-11。